

群馬県立小児医療センターにおける輸血拒否への対応について（病院 HP 記載用）

診療上どうしても輸血が必要となった場合、病院として以下のように対応します。

1. 患者さま・ご家族の意思に十分に配慮し、できる限り輸血を行わない治療を行います。
2. しかし、輸血なしでは生命の維持が困難となった場合には輸血を行います。（※相対的無輸血の方針）
3. 時間的猶予がない場合もあるため、事前に輸血同意書への署名が必要となります。
4. 同意書が得られない場合でも、救命のため輸血を行うことがあります。
5. 輸血拒否をする患者さま、またはそのご家族からの免責証明書・信仰上の理由による医療に関する継続的委任状・絶対的無輸血治療に関する同意書等については、いかなる場合も受理・署名はいたしません。
6. 患者さま・ご家族には当院の方針を十分に説明し理解を得る努力をしますが、どうしても同意が得られず治療に時間的に余裕がある場合は、転院をお勧めいたします。

（※絶対的無輸血の拒否）

※絶対的無輸血：患者の意志を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。

※相対的無輸血：患者の意志を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血をするという立場・考え方。

※ここでの家族とは、1 親等の親族（両親、子ども、配偶者）を示す

上記の見解は、2008 年 2 月に宗教的輸血拒否に関する合同委員会（日本輸血・細胞治療学会、日本麻酔科学会、日本小児科学会、日本産科婦人科学会、日本外科学会の医療関連 5 学会および法律・マスコミの代表を含む）が公表した『宗教的輸血拒否に関するガイドライン』に準拠して作成したものです。

今後とも患者さまにより良い医療を提供すべく努力して参りますので、当院の輸血療法に関する方針をご理解いただけますようお願いいたします。